指定短期入所生活介護 仙寿園短期入所生活介護事業所 重要事項説明書

当事業所は平成12年4月1日に介護保険の指定を受けています。 徳島県指定 第3670100175号

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことをご説明します。

1. 事業者

(1) 法人名 社会福祉法人白寿会

(2) 法人所在地 徳島県徳島市住吉四丁目11番地10号

(3) 電話番号 088-626-1080

(4) 代表者氏名 理事長 庄野 光昭

2. 事業所の概要

(1) 事業所の目的

仙寿園短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従いご利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、要介護認定を受けられ、要介護 $1\sim5$ の方々に、必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

- (2) 開設年月日 平成12年4月1日
- (3) 事業所の名称・所在地等

名 称 仙寿園短期入所生活介護事業所

所在地 徳島市住吉四丁目12番10号

連絡先 088-626-1080

管理者 吉田 光子

定員 20人

居室 ユニット型個室20部屋

※当事業所は、指定介護老人福祉施設 仙寿園に併設されています。

3. 職員の配置状況

当事業所では、指定基準に定められた数以上の職員(利用者3人に対し看護・介護職員1名、 夜勤1名体制)を配置しています。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

※利用料金とお支払方法については、利用料金表をご参照ください。

(1) 介護保険給付対象サービス

食事、入浴、排泄等の介護、相談等の精神的ケア、口腔ケア、日常生活上のお世話、機能 訓練、健康管理および療養上のお世話

1 食事

- ※施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ※ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 17:30~

- ※上記時間は基本的な食事配膳時間であり、利用者および家族の方の希望および入所前の生活歴等により、基本的食事配膳時間より前後に配膳し食事を摂取して頂くことも可能です。
- ※食事は基本的に食堂に配膳させていただきますが、利用者及び家族の希望により居室 等食堂以外の場所にて摂取していただくことも可能です。
- ※口腔ケア

毎食後必ず、利用者の状態に合わせ口腔ケアを行います。その際には、利用者の口腔 内の観察および義歯の状態の把握を行います。

2 入浴

※入浴または清拭を週2回以上行います。

※寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

3 排泄

※排泄に自立を促すため、ご利用者の身体機能を最大限に活用した援助を行います。

4 健康管理

※看護職員が健康管理を行います。

5 その他自立への支援

※寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

※清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) その他介護給付サービス加算

※利用料金表をご参照下さい。

介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせてご利用者の 負担額を変更させていただきます。

(3) 介護保険給付対象外サービス

次のサービスは、利用料金がご契約者のご負担となります。

- 1 居室に関する費用 (光熱費および室料 [建物設備等の減価償却費等])
 - ※この施設および設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額および室料(建物設備等の減価償却費等)を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居室費)の金額(1日当たり)のご負担となります。
 - 2 食事の提供に要する費用(食材料費および調理費)
 - ※利用者に提供する食事の材料費および調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担になります。
 - 3 利用者に対する理美容サービス
 - 4 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等

5. 施設利用契約の解除・終了・変更等(契約書第5~8条、13条)

(1) 契約の解除・終了

※利用者がお亡くなりになった時や、サービス利用中止の申し出があった時には契約が 解除、終了されます。

(2) 契約の変更

※ご契約者の都合によりサービスの利用の変更もしくは新たなサービス利用の追加ができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出て下さい。サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の都合等によりご希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間または日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付(苦情やご相談は次の窓口で受け付けます)

※苦情受付 088-626-1080 (相談員または管理者まで)

※受付時間 毎週月曜日~金曜日 午前9時から午後5時まで

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

徳島市 高齢介護課	所在地 徳島市幸町2丁目5番地(南館1階) 電話番号 (088)621-5176・5581~5587
徳島市以外の被保険者	【別紙3】苦情受付行政機関一覧にてご確認ください
	所在地 徳島市川内町平石若松 7 8 - 1 電話番号 (088) 665-7205 (苦情専用ダイヤル)
徳島県運営適正化委員会	所在地 徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3階 電話番号 (088) 611-9988
第三者委員 (中江 弘美)	電話番号 (088) 602-8712 (呼) 勤務先:徳島文理大学

第三者委員 (田村	二男)	電話番号	(088)	6 9 5 - 4 1 5 3
第三者委員 (廣海	美穂子)	電話番号	(088)	6 9 6 - 2 0 5 7
第三者委員 (増田	守)	電話番号	(088)	695-2680

7. 守秘義務等

- (1) 事業者、サービス従事者または従業員は、短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者または契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。 この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等に関する情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者の個人情報を処遇上必要と認めた場合には、居宅介護支援事業所等に対し提供すること、またはサービス担当者会議等で用いることがあります。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、別紙の「個人情報保護に関する方針」に定めております。
- (5) 当施設においての介護・看護のサービス提供記録は守秘義務および個人情報保護方針に則り第三者にこれを開示しないものとします。例外として利用者およびその家族からのサービス提供記録の開示請求があれば必要に応じて情報開示します。

8. 緊急時および事故発生時の連絡

- (1) ご利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村・当該利用者の契約者に連絡を行います。
- (2) 事故発生時には、主治の医師または協力病院への連絡等、必要な処置を講じます。また、 損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償等の問題を速やかに対処します。

9. 実習生の受入れについて

当施設では将来を担う人材を育てていくことを目的とし実習生の受入れを行っております。 その際、サービス従業者の指導の下、ご利用者に対して直接的・間接的に介護を行うこと があります。また、実習生に対してもサービス従事者または従業員と同様に守秘義務を課 しております。

10. 反社会的勢力の排除(契約書 第13条 参照)

当施設は反社会的勢力とは利用契約をいたしません。また、契約締結後に契約者または利用者が反社会的勢力と判明した場合には当施設は何らの催告もなく契約を解除しサービスの利用を中止とさせていだたきます。

上記の契約を証するため、本書 2 通作成し、利用者と契約者と事業者が記名のうえ、契約者と 事業者で各 1 通保有するものとします。 指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人白寿会 仙寿園短期入所生活介護事業所

<u>説明者職比</u> 4	<u> </u>				<u> </u>	
本書面に基づ		から重要事項の説	明を受け、扌	指定短期入所生	活介護サービ	スの提
利用者住所	Ŧ	_				
氏 名			印			
契約者住所	<u>T</u>	_	_			
氏 名			印	続柄()	

※この重要事項説明書は、厚生省第37号(平成11年3月31日)第125条の規定に基づき利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。今後、厚生労働省や県市町村の解釈によっては細微な点で変更する場合があります。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書

令和 年 月 日

社会福祉法人 白寿会 殿

(契約者)

住 所

氏 名 印

- 1 私(利用者・契約者)は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
 - ① 暴力団 ②暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - ② 暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等 (8)その他前各号に準ずる者及び団体
- 2 私 (利用者・契約者) は現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
 - (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
 - (2) 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会勢力を利用している関係
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) その他反社会勢力と社会的に非難されるべき関係
- 4 私 (利用者・契約者) は自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて社会福祉法人白寿会(以下白寿会)の信用を棄損し、又は業務を 妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 5 私 (利用者・契約者)は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明·確約が虚偽の串告であることが判明した場合は、白寿会からのサービス提供の終了を受けても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。
- また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、白寿会が警察等の専門機関に照会することについて 同意します

【別紙 3】 苦情受付行政機関一覧(徳島市以外)

徳島市以外の被保険者	各住	所地における保険者の市町村の介護保険係
	〒772-8501	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
高齢支援担当	電話番号	$(0\ 8\ 8)\ \ 6\ 8\ 4-1\ 1\ 7\ 5$
阿南市役所 保健福祉部	₹774-8501	徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3
介護・ながいき課	電話番号	$(0\ 8\ 8\ 4)\ 2\ 2-1\ 7\ 9\ 3$
阿波市役所	₹771-1695	徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1
健康福祉部 介護保険課	電話番号	(0883) 36-6814
吉野川市役所	〒776-8611	徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
健康福祉部 社会福祉課	電話番号	(0883) 22-2261
小松島市役所	〒773-8501	徳島県小松島市横須町1番1号
介護福祉課	電話番号	(0885) 32-3507
美馬市役所	〒777-8577	徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地 5
保健福祉部 長寿・障がい福祉	電話番号	(0883) 52-1212
みよし広域連合介護保険セ	〒778−0002	徳島県三好市池田町マチ 2429-1
ンター	電話番号	(0883) 76-0030
上板町役場	〒771−1392	徳島県板野郡上板町七條字経塚 42 番地
福祉保健課	電話番号	(088) 694-6810
板野町役場	〒779−0192	徳島県板野郡板野町吹田字町南 22-2
福祉保険課	電話番号	(088) 672-5980
藍住町役場	₹771-1292	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1
健康増進課	電話番号	(088) 637-3115
石井町役場	〒779−3295	徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1
長寿社会課	電話番号	(088) 674-6111
神山町役場	₹771-3395	徳島県名西郡神山町神領字本野間 100
健康福祉課	電話番号	(088) 676-1111
つるぎ町役場	₹779-4195	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3
長寿介護課	電話番号	(0883) 62-3111
勝浦町役場	₹771-4395	徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
福祉課	電話番号	(0885) 42-2511
上勝町役場	₹771-4501	徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯 3-1
住民課	電話番号	(0885) 46-0111

那賀町役場	〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104 番地 1
保険医療福祉課	電話番号 (0884)62-1121
美波町役場	〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内本村 18-1
保健福祉課	電話番号 (0884) 77-3613
牟岐町役場	〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町中村本村 7-4
健康生活課	電話番号 (0884) 72-3417
海陽町役場 海部庁舎	〒775-0395 徳島県海陽町奥浦字新町 44 番地
長寿福祉人権課	電話番号 (0884) 73-4312
佐那河内村役場	〒771-4195 徳島県名西郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地
健康福祉課	電話番号 (088)679-2111

I. 介護給付対象サービスによる料金

1. 併設型ユニット短期入所生活介護サービス費(併設型・空床型ユニット短期入所生活介護 I) (1日あたり:単

位)

下記の表によって、ご利用者の介護区分に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。 ※下記記載金額は1割負担の場合にお支払いいただく金額となります。

※2割および3割負担の方は、該当する金額にそれぞれの割合を乗じてえた額がお支払い額となります。

居室	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5
エット型個室	□ 704	□ 772	□ 847	□ 918	□ 987

2. その他介護給付サービス加算

(1日または1月あたり:単位)

0	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1 8		認知症専門ケア加算(I)	3
0	機能訓練体制加算	1 2		認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4
0	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1 8		緊急短期入所受入加算(7日限度)	9 0
	若年性認知症利用者受入加算	1 2 0		認知症行動・心理症状緊急対応加算	200
	送迎加算	184		生産性向上推進体制加算(I)	100
	看護体制加算 (I)	4	0	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1 0
	看護体制加算(Ⅱ)	8		長期利用者提供減算(31 日以上)	-30
0	看護体制加算(Ⅲ)	1 2		長期利用者提供減算(61 日以上)	※下記
0	看護体制加算(IV)	2 3		看取り連携体制加算	6 4
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200/月	0	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1 4 %
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100/日			
	※個別機能訓練加算を算定している場合	100/月			

- ※ 「〇」は基本的な加算です。その他の加算は、ご利用者の状態や状況によって該当の有無が変わります。
- ※ 「認知症行動・心理症状緊急対応加算」および「緊急短期入所受入加算」は7日間を限度とします。
- ※ 「看取り連携体制加算」は死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日間を限度とする。
- ※連続した利用の場合(連続31日目以降)は1日につき30単位の減算をいたします。
- ※ 連続した利用の場合(連続61日目以降)は1日の利用基本単価が施設入所の基本単価(例、要介護3の場合815単位/日)まで減算されます。介護度により減算単位は変動があります。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は上記の1.併設型短期入所生活介護費・2.その他介護給付サービス加算により算定 した単位数の100分の14に相当する単位数となります。
- ※ 上記の1.併設型短期入所生活介護費・2.その他介護給付サービス加算の負担割合は、介護保険負担割合証 記載のとおり、または、介護保険被保険者証給付制限内容記載のとおりになります。
- ※ 連続利用 31 日目は介護保険の対象とならないので、全額自己負担となります。

※ 徳島市が地域区分その他 (1 単位:10円) から7級地 (1 単位:10.17円) になります。

Ⅱ. 介護給付対象外サービスによる料金

1. 居住費と食費

(1日あたり:円)

利用者負担段階区分	居住費(ユニット型個室)	食費
第4段階(基準額)	□ 2066	□ 1445
第3段階②	□ 1370	□ 1300
第3段階①	□ 1370	□ 1000
第2段階	□ 880	□ 600
第1段階	□ 880	□ 300

- ※ 食費 (朝食 405 円、昼食 520 円、夕食 520 円)
- ※ 上記金額または介護保険負担限度額認定証の記載額
- 2. 施設外のサービスで、支払いを代行させていただくことができるもの

理美容サービス	実費
その他各種利用料金の支払い	実費

[※] その他の支払いとは、通院等による病院や薬局への支払い、ご本人希望の物品等です。

Ⅲ. 料金のお支払い方法

サービスの利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用月の翌月10日以降に先月分の利用料金 請求明細書を契約者住所へ郵送いたします。請求明細書受け取り後、月末までに仙寿園事務所へ 現金にてお支払い下さい。

【別紙2】

仙寿園短期入所生活介護事業所利用料金表 基本加算説明書

サービス提供体制強	配置された介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が 60%以
化加算 (Ⅱ) (18 単位	上の場合に算定できます。
/日)	
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を
(12 単位/日)	1名以上配置している場合に算定できます。
夜勤職員配置加算	夜間の人員配置に対し、1 人分職員を増やし配置することで
(Ⅱ)(18 単位/	加算が算定できます。
日)	71 77 7 7 C C S) 0
送迎加算(184 単位/	利用者の心身の状態、家族等の事情等から送迎を行うことが
回)	必要と認められる利用者に対して自宅⇔事業所との間の送迎
	を行う場合に算定できます。
看護体制加算	I及びⅡは施設に「①常勤の看護師の配置(I)」や「②基準
I (4 単位/日)	を上回る看護職員を配置し24時間の連絡体制を確保(Ⅱ)
Ⅱ (8単位/日)	した場合に、体制加算として頂くようになります。
Ⅲ (12 単位/日)	■及びIVは「①、②の要件」に加えて「③利用者のうち要介
IV (23 単位/日)	護度3以上の利用者を70%以上受け入れる場合。」加算算定
(, , , , , , , , , , , , , , , , ,	となります。
	※IとⅡ及びⅢとⅣについて、条件をそれぞれに満たした場
	合は両方加算されます。
生産性向上推進体	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担
制加算	軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安
I (100 単位/月)	全策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上
Ⅱ (10 単位/月)	導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善
	を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取り
	組みによる効果を示すデータの提供を行う場合に算定するこ
	とができます。
看取り連携体制加	短期入所生活介護について、看取り期の利用者に対し、レス
算	パイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を
(64 単位/日)	定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合
	に死亡日及び死亡日以前 30 以下について 7 日を限度とし算
	定できます。
長期利用者提供減算	連続して30日を超える利用をされた場合、30日を超えた日
	以降基本単価から 30 単位/日の減算となります。また、連続
	して 60 日を超える利用をされた場合、60 日を超えた日以降
	基本単価が施設入所と同等まで減算となります。
介護職員処遇改善	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措
加算(I)	置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点
	から、介護職員等の賃金や処遇改善に取り組んでいる事業所
	に対して、所定単位数に 14%を乗じた額が加算されます。
加算(Ⅰ)	から、介護職員等の賃金や処遇改善に取り組んでいる事業所

- ※ご不明な点や詳細については、お気軽にお尋ね下さい。
- ※上記は仙寿園短期入所生活介護事業所の主な加算を表示しております